

事務所だより

「全国労働衛生週間」

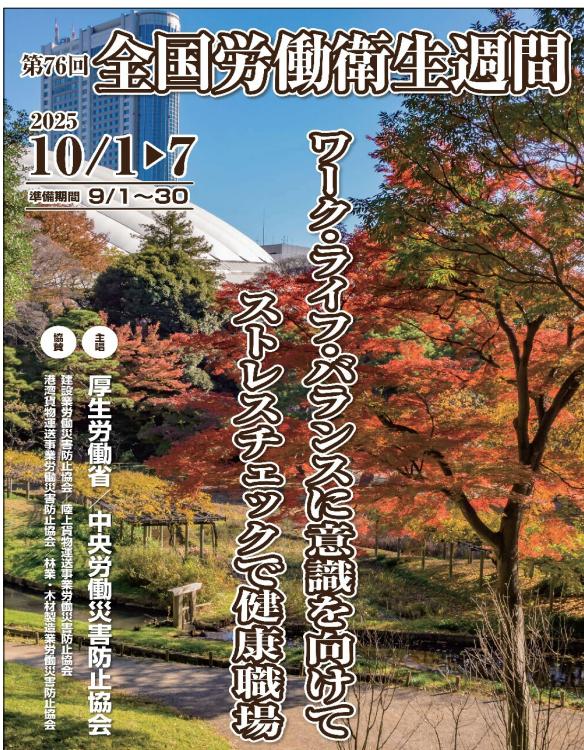
76回目を迎えて

今年のスローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレッスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるよう職場環境の改善等の労働衛生に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保することを目的に、昭和25年から毎年実施されています。

毎年、その年に沿ったスローガンを掲げ、スローガンに沿った活動を行うために、毎年9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡回やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みが行われます。



第191号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

準備期間に取り組む 重点事項

- 9月の準備期間（9月1日～30日）は、日常の労働衛生活動の総点検を行い、次の重点事項に取り組みます。
- 過重労働による健康障害防止対策
 - 職場におけるメンタルヘルス対策
 - 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
 - 化粧物質による健康障害防止対策
 - 石綿による健康障害防止対策
 - 女性の健康課題への取組
 - 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
 - 小規模事業場における産業保健活動の充実
 - 労働衛生対策の推進
- とともに、令和7年5月に成立した改正労働安全衛生法でも労働者数50人未満の事業場もストレッスチェックの実施が義務付けされた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）ことを契機に、今一度ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策を点検し、健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

◆過去最高の引上げ額

京都府最低賃金を時間額で定めることとなつた平成14年度（2002年）以降で最も高い引き上げ額となつた今回、中小企業・小規模事業者に強い影響を与えるのではないか、と推測されます。

- ◆最低賃金を適用する労働者は?
この最低賃金は、正社員はもちろん、パートやアルバ

京都府地方最低賃金審議会からの答申

◆京都府は64円の引上げ!

令和7年8月7日、京都地方最低賃金審議会から京都府最賃金を64円引上げて1122円にすることが適当であると、京都労働局長に答申されました。

この答申により、現行の時間額1058円から1122円に改定されます（特定の産業には別途、産業別最低賃金が定められています）。なお、発効予定は令和7年11月21日です。

トを含むすべての労働者に 대해適用します。たとえ、試用期間中であっても最低賃金額が適用されます。もし最低賃金適用除外の対象になる労働者であれば、労働基準監督署への『特例許可申請』が必要です。許可を受けずに最低賃金以下の賃金を支払うことはできません。

◆最低賃金の対象となる賃金は?

この最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本給はもちろん、手当も対象となります。最低賃金の算出時に総支給額から除外する賃金は、次の6項目です。

金

- ・精勤手当
- ・時間外、休日、深夜割増賃
- ・通勤手当
- ・家族手当
- ・1箇月を超える期間(ひとに支払われる賃金(賞与等)
- ・臨時に支払われる賃金(慶弔金等)

◆勤務地で判断

本社はA県にあり、勤務地の支社(または営業所)がB県にある事業所や、派遣労働

年間収入要件

被扶養者認定における年間収入要件

藤田社会保険労務士事務所だより
D県のケースでは、最低賃金はどの都道府県の金額を適用するのでしょうか。

本社や派遣元の事業場の所在地にかかわらず、勤務地の支社(または営業所)や派遣先の事業場での最低賃金が適用されます。

つまり、このケースでは、支社(または営業所)のB県や派遣先のD県の最低賃金を適用します。

19歳以上23歳未満の被扶養者認定

今回、令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直しと特定親族特別控除の創設が行われたことに伴い、健康保険の扶養認定を受ける人(被保険者の配偶者を除く。)

年齢要件の判定

年齢要件(19歳以上23歳未

満)は、扶養認定日が属する年12月31日時点の年齢で判定します。例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合は、令和7年(1月1日~12月31日の暦年)における年間収入要件は150万円未満となります。

52年通知(※)と変わりありません。

1日以降で、扶養認定を受けた方が19歳以上23歳未満の場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。

学生でない方、被保険者の子以外の方(弟妹や孫等)も要件を満たせば対象となります。なお、この「年間収入要件」以外の認定要件は、昭和52年通知(※)と変わりありません。

0万円未満となるのは、誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方です。

0万円未満となるのは、誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方です。

○30日
○8月分社会保険料の納付
○郵便局または銀行
○日雇健保印紙保険料受払報
告書の提出
○労働保険印紙保険料納付
○労働保険印紙保険料納付
納付計器使用状況報告書の提
出
○外国人雇用状況報告(雇用
保険の被保険者ではない労働
者)
○公共職業安定所
○労働保険印紙保険料受払報
告書の提出
○日雇健保印紙保険料受払報
告書の提出
○労働保険印紙保険料納付
○労働保険印紙保険料納付
納付計器使用状況報告書の提
出
○外国人雇用状況報告(雇用
保険の被保険者ではない労働
者)
○公共職業安定所

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
扶養認定	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円未満	150万円未満	150万円未満	150万円未満	150万円未満	130万円未満

(※)昭和52年通知「収入がある者についての被扶養者の認定について」(昭和52年4月6日保険第9号、府保険第9号)

9月の労務手続 【提出先・納付先】

10月9月..障害者雇用支援月間
○雇用保険被保険者資格取得
届の提出(8月に採用した労

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail : fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

マイナ保険証を持つていよい方宛に、健康保険証に代わる「資格確認書」が被保険者の自宅へ順次送付されます。健康保険協会京都支部は、9月下旬から10月初旬発送を予定しています。

編集後記

(ぎん)